

上富良野町簡易水道事業 経営戦略

(令和7年度～令和16年度)

令和7年3月

上富良野町建設水道課

目次

簡易水道事業経営戦略の策定趣旨	1
1 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) これまでの主な経営健全化の取組	3
(3) 経営分析	3
2 将来の事業環境	4
(1) 給水人口の予測	4
(2) 水需要の予測	4
(3) 料金収入の見込み	4
(4) 施設の見通し	5
(5) 組織の見通し	7
3 経営の基本方針	6
(1) 基本理念	6
(2) 基本方針	6
4 投資・財政計画(収支計画)	7
(1) 投資・財政計画(収支計画)	8
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明	8
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	9
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	9

上富良野町簡易水道事業経営戦略策定の趣旨

本町においては、現在に至るまで住民生活に欠かすことのできない「水」を供給するライフラインとして、水道事業以外の郊外地域を対象に簡易水道事業として昭和52年度から東中地区の給水を開始し、その後も里仁、静修の西部地区や江花地区へ給水区域の拡張と施設整備を進め、衛生的な飲料水の確保と供給に努めてきたところです。今後においても地域住民に密接する水道サービスを継続的に提供していくことが求められます。

しかしながら、これからは人口減少等により料金収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化に伴う更新投資の必要性が増大するなど、簡易水道事業を取り巻く経営環境はさらに厳しさが増していくことが予想されます。

こうした状況の中、住民に対して安全で快適な持続可能な水道サービスを提供するためには、事業を取り巻く現状の経営課題を把握し、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した業務の効率化・経営の健全化を推進することが求められます。

将来にわたって安定的に簡易水道事業を継続していくためには、中長期的な視野に立った経営の投資・財政計画である、「簡易水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という）」を策定するよう総務省から通知があり、当町においても、令和2年度～令和11年度(10年間)の投資計画を期間とした「上富良野町簡易水道事業経営戦略」を策定したところではありますが、総務省より経営戦略の改定推進について(令和4年1月25日付け)通知があり、経営戦略の見直しについては策定から3年から5年で見直し令和7年度までに経営戦略の改定率を100%とすることとされており、より質の高い戦略となるように求められていることから、本町の簡易水道事業においても現状の経営課題を把握するとともに、令和6年度に適用となった地方公営企業法に基づき「上富良野町簡易水道事業経営戦略」の見直しを策定するものであります。

上富良野町 } 水道 } 事業経営戦略
(簡易水道)

団 体 名 : 上富良野町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供 用 開 始 年 月 日	昭和48年1月1日(45年経過)	計 画 給 水 人 口	1,840 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法適用(一部)	現 在 給 水 人 口	778 人
		有 収 水 量 密 度	15.42 m ³ /ha

② 施設

表流水, ダム, 伏流水, 地下水, 受水, その他 (湧水)

水 源					
施 設 数	浄水場設置数	4箇所 (東中・西部(里仁・静修)・江花)	管 路 延 長	100.0km 東中地区 42.3km 西部地区 37.4km 江花地区 20.3km	km
	配水池設置数	4箇所 (東中・西部(里仁・静修)・江花)			
施 設 能 力	629 m ³ /日 (東中浄水場 261m ³ /日 西部(静修浄水場) 86m ³ /日 西部(里仁水場) 179m ³ /日 江花浄水場 103m ³ /日)		施 設 利 用 率	44.6%	%

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え の 方	本事業の料金体系は用途別に6種類に区分し、基本水量と超過水量を設定した従量料金制となっています。各用途の料金は次のとおりです。現在の料金は、令和元年10月1日から実施しています。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成11年4月1日	

<料金表>

水道料金表 (1か月につき)

用 途	基 本		超 過 料 金 (1m ³ につき)
	使 用 水 量	料 金	
一 般 用	8 m ³ まで	1,584円	164円
営 業 用	20 m ³ まで	3,612円	183円
浴 場 用	200 m ³ まで	23,006円	164円
団 体 用	20 m ³ まで	3,992円	195円
工 業 用	40 m ³ まで	8,429円	202円
臨 時 用	20 m ³ まで	2,344円	202円

④ 組織

上富良野町水道事業に関する事務は建設水道課上下水道班が所管しています。平成16年4月1日の機構改革により上下水道課を建設水道課に統合、係制を廃止し、スタッフ制による上下水道班を設置しています。現在の水道事業の体制は、事務系職員2名、技術系職員1名の計3名を配置しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

経営健全化の取り組みとして、料金徴収、届出事務及び施設維持管理を除く、浄水場及び管路の保守点検業務、水質検査業務、量水器検針業務の民間委託を行い、効率的な管理・運営に努めています。
また、本町の上水道事業と業務運営の一体化を図り、経営の効率化に取り組んでいます。

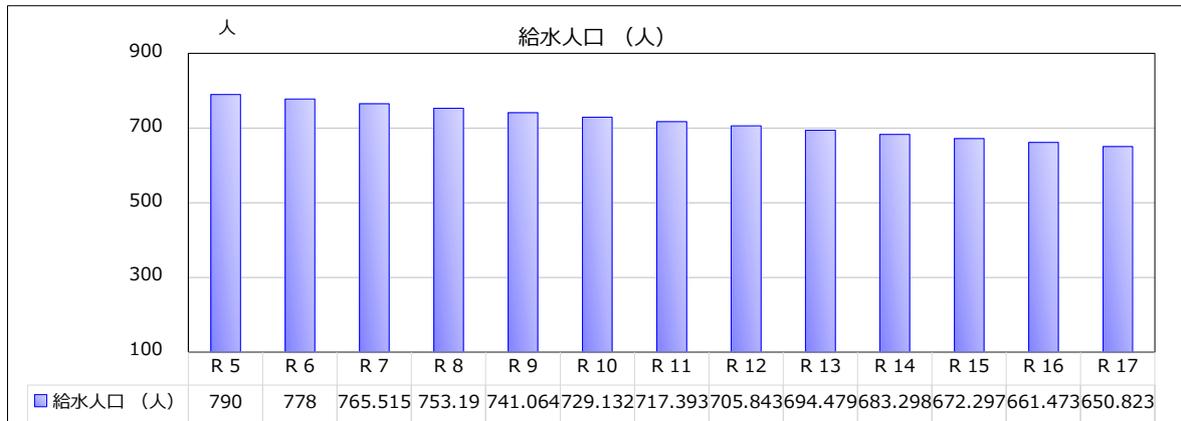
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

営業収益に対する「累積欠損金」は39.3%となっており、経営の健全性を示す「経常収支比率」は93.8%で健全経営の水準とされる100%を下回っています。また「料金回収率」は24.8%であり、類似団体・全国平均とともに、低水準にあります。有収水量1㎡あたりの費用である「給水原価」は673円となり、類似団体や全国平均と比べ高水準であり、施設の老朽化による更新費の増加、人口減少による給水収益の減少によるものです。
施設の利用状況や適性規模を表す「施設利用率」は39%で、全国平均や類似団体と比較すると低水準で推移し、給水人口の減少や節水が要因と考えられます。施設の稼働が収益に繋がっているかを表す「有収率」は88.2%で、類似団体、全国平均に比べると高い水準となっております。
法定耐用年数を超えた管路の割合の「管路経年化率」は、37.4%、「管路更新率」は0.28%で、類似団体、全国平均と比べ更新が進んでいない状況であります。
現状分析からの経営課題として、収益性を示す指標においては全国、類似他団体平均値と比較しても低水準であります。
この要因としては、本事業が人口密集区域としている水道事業以外の農村部の郊外地域を対象としていることもあり、給水人口密度が1kmあたり15人と水道事業の362人/km²の約23分の1であり、山間部の広範囲な管路整備と地下水利用による浄水設備に巨額の建設費を投資しているため、給水原価が極めて高い水準であること。また、使用料水準の設定においては、町内の水道料金水準と均衡を図り公平性を保つ必要があることから、本事業独自の改定ができず供給単価が低水準であるため、供給単価と給水原価の乖離が大きくなっていることが主な要因になります。
将来的に給水人口の減少、節水機器の普及や更なる節水意識の高揚による、給水収益の減少が考えられることから、支出抑制のための見直し等経費圧縮を目指すとともに、更なる収納率(R06年度98.41%)の向上に取り組んでいきます。また、施設の老朽化が進んでいることから計画的な老朽化対策、適正な維持管理、適正な料金収入により、経営改善を進めていく必要があります。

2. 将来の事業環境

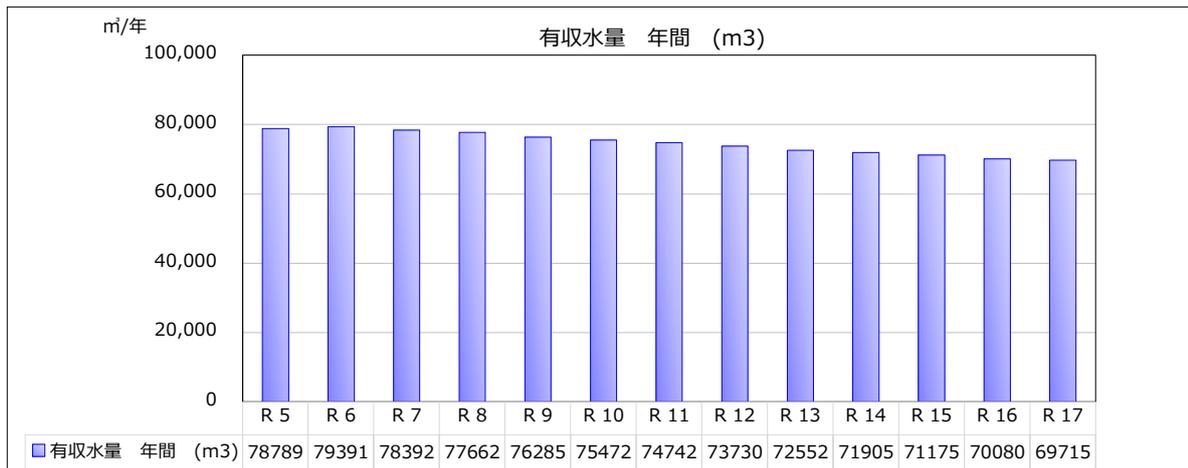
(1) 給水人口の予測

給水人口の予測は、令和2年3月改定の「第6次総合計画 基本構想」に示されている将来人口に基づき、本戦略の期間における給水人口を推計します。今後も第6次総合計画 基本構想と同様の推移で減少していくものと考えられ、計画期間の令和16年度末までに約15%減少する見込みとなります。



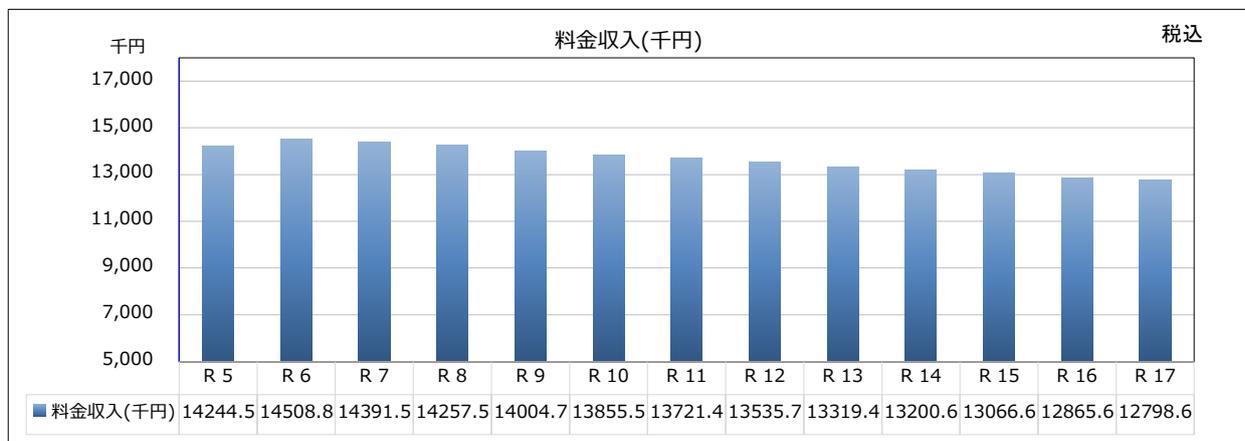
(2) 水需要の予測

近年の水需要(有収水量)は、給水人口の減少と利用者の節水思考の高まりや節水器具の普及拡大から減少傾向で推移しています。今後においても現状の傾向は続いていくことが予想され、これまでの実績から有収水量を予測すると、期間中の令和16年度末までに約11.7%減少する見込みとなります。



(3) 料金収入の見込み

料金収入は、令和元年度に実施した料金改定により一時的に増加したものの有収水量と同様の傾向で減少し続けており、使用水量の減少に伴い、料金収入も減少していくことが想定されます。料金収入の予測にあたっては、有収水量の見込みに供給単価を乗じて算定しています。



(4) 施設の見通し

① 資産の状況
 現在、本事業で所有する資産の設置時期及び耐用年数の経過状況は次のとおりです。

簡 易 水 道 施 設 一 覧

地区名	資 産 名				設置年度	耐用年数	令和7年度以前の更新時	時期更新開始	
	区 分	施 設 名	機 器 名	数 量					
東中地区	取水施設	取水棟	取水井	1 箇所	昭和54年度	50年	昭和54年度	R8～	
	導水施設	管 路		0.1 km	昭和54年度	40年	昭和54年度	R2～	
	浄水施設	浄水場	浄水池	1 箇所	昭和54年度	50年	昭和54年度	R10～	
			消毒設備	2 台	平成18年度	18年	令和6年度～	R11～	
			電気計装設備	1 組	平成18年度	18年	令和6年度～	R12～	
	配水施設	配水池		1 箇所	昭和54年度	50年	昭和54年度	R12～	
管 路		42.1 km	昭和54年度	40年	昭和54年度	R2～			
西部地区 [静修地区]	取水施設	取水棟	取水井	1 箇所	平成8年度	50年	平成8年度	R15～	
			取水ポンプ	2 台	平成14年度	18年	平成14年度	R3～	
	導水施設	管 路		0.1 km	平成8年度	40年	平成8年度	R19～	
	浄水施設	浄水場	浄水池	1 箇所	平成8年度	50年	平成8年度	R29～	
			急速ろ過設備	2 基	平成8年度	18年	平成8年度	R8～	
			消毒設備	2 台	平成8年度	18年	平成17年度	R18～	
			電気計装設備	1 組	平成28年度	18年	令和7年度～	R26～	
	送水施設	浄水場	送水ポンプ	2 台	平成8年度	18年	令和5年度～	R24～	
		管 路		0.2 km	平成8年度	40年	平成8年度	R19～	
	配水施設	配水池		1 箇所	平成8年度	50年	平成8年度	R29～	
		管 路		18.4 km	平成8年度	40年	平成8年度	R19～	
	[里仁地区]	取水施設	取水棟	取水井	2 箇所	昭和61年度	50年	昭和61年度	R19～
				取水ポンプ	2 台	平成25年度	18年	平成25年度	R14～
		導水施設	管 路		0.4 km	平成16年度	40年	平成16年度	R27～
浄水施設		浄水場	浄水池	1 箇所	平成16年度	50年	平成16年度	R37～	
			膜ろ過設備	2 基	平成16年度	18年	令和6年度～	R25～	
			消毒設備	2 台	平成16年度	18年	平成16年度	R9～	
			電気計装設備	1 組	平成16年度	18年	平成16年度	R9～	
送水施設		浄水場	送水ポンプ	2 台	平成16年度	18年	平成16年度	R11～	
		管 路		0.6 km	平成16年度	40年	平成16年度	R27～	
配水施設		配水池		1 箇所	平成16年度	50年	平成16年度	R37～	
	管 路		17.9 km	平成16年度	40年	平成16年度	R27～		
江花地区	取水施設	取水棟	取水井	1 箇所	平成12年度	50年	平成12年度	R33～	
			取水ポンプ	2 台	平成24年度	18年	平成24年度	R13～	
	浄水施設	浄水場	浄水池	1 箇所	平成12年度	50年	平成12年度	R29～	
			電気計装設備	1 組	平成12年度	18年	平成12年度	R10～	
			急速ろ過設備	2 基	平成12年度	18年	令和6年度～	R25～	
			薬品注入設備	2 台	平成12年度	18年	令和2年度～	R21～	
			消毒設備	2 台	平成12年度	18年	令和2年度～	R21～	
	送水施設	浄水場	送水ポンプ	2 台	平成12年度	18年	平成12年度	R10～	
		管 路		1.5 km	平成12年度	40年	平成12年度	R23～	
	配水施設	配水池		1 箇所	平成12年度	50年	平成12年度	R33～	
管 路		18.8 km	平成12年度	40年	平成12年度	R23～			

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（令和7年財務省令第34号）」による。

(5) 組織の見直し

浄水場の運営については遠隔監視操作システムの導入で管理向上を図るとともに組織のスタッフ制により水道事業、下水道担当と相互協力体制により事業運営にあたっています。
今後も事業の生産性や経営の効率性の観点から可能な限り、業務のアウトソーシングを推進していきます。

3. 経営の基本方針

(1) 基本理念

本町を取り巻く状況を踏まえ、今後の簡易水道が目指すべき共通の理念を上位計画である「第6次上富良野町総合計画」を考慮し、『第1章 きれいで安全・安心な生活環境のまちのなかの、1-3上・下水道の水道施設の整備・管理と、安全・安心な水の供給環境を保全し、安心な水の供給』を基本理念とします。
基本理念には、上富良野町の簡易水道が建設から改築更新、維持管理の時代を迎えるにあたり、財政悪化や人口減少、少子高齢化等の要因による様々な水道事業の問題を解決しつつ水道事業の健全運営に努め、住民生活、地域産業、自然環境に関わる水道サービスを継続的に提供しなければならないという意味を込めています。

(2) 基本方針

基本理念を踏まえた基本方針として、以下に示す4つの視点から水道における目標と展望、その方向性を設定しています。

- 安全・安心の確保 ～ 施設の適切な管理・整備の継続と危機管理対策を行い、安全で安心な水道水を確保することで衛生的な生活環境を提供します。
- 良好な自然環境の創造 ～ 豊富で良質な水源を維持するため、水源流域を中心に地域の自然環境の保全に努めるとともに、常に生産性、効率性の追求し、Co2削減などの環境負荷に配慮した水道事業を目指します。
- 快適で活力ある暮らしの実現 ～ 「清浄にして豊富低廉」な水道を安定的に提供することで、地域の活力を向上させ、快適な暮らしを実現します。
- 開かれた事業経営 ～ 町民の地域格差に配慮した中で持続可能な簡易水道事業を目指し、事業経営面の安定性、透明性を確保するとともに、開かれた事業経営を行います。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資的事業に関しては、施設の長寿命化できるよう、施設規模の見直し等により計画的かつ効果的な更新投資に取り組みます。特に老朽化が進んでいる地区の浄水場設備を重点的に更新投資により施設保全を進めていきます。
-----	---

投資的事業に関しては、施設の長寿命化できるよう、施設規模の見直し等により計画的かつ効果的な更新投資に取り組みます。特に老朽化が進んでいる地区の浄水場設備を重点的に更新投資により施設保全を進めていきます。

○投資について

計画期間に予定する投資は、更新時期が到来する4箇所の浄水場施設のうち電気計装設備の更新①令和7年度江花浄水場(15百万円)②令和7年度西部地区(静修70百万)③令和8年度西部地区(静修地区24百万)④令和9年度西部地区(里仁地区116百万)⑤令和10年度江花地区(58百万)⑥令和11年度西部地区(里仁地区65百万)⑦令和12年度東中地区(25百万)、⑧令和17年度江花地区(4百万)、法定期限を越える量水器の交換(2百万)、総額293百万の更新投資を予定しています。なお、当該期間内における未普及箇所の新規整備の予定はありません。

○施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項

投資額については、経営水準を維持したなかで施設の優先度の高いものを選択し、投資総額を算定し、各年度配分額を平準化しています。また、次期計画も踏まえ、健全度が高い施設については計画修繕等の予防保全により最大限先送りすることとしています。

○防災・安全対策に関する事項

投資対象施設のうち未耐震施設については、今後の更新事業の実施に併せ、必要な耐震対策を予定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	昭和53年度の拡張工事に伴う東中地区は、既に償還が終了していますが、期間中に実施予定している更新工事の見込みにより、令和12年度までは償還額の増減を繰り返した後、ある程度施設等の更新工事が終了するため、その後は企業債残高の減少とともに改善傾向となり経営は健全化しますが、本計画期間中に更新した施設も耐用年数を迎え更新が必要となります。今後、適正な投資計画の実施と着実な財源確保により現在の経営水準を堅持することが目標となります。
-----	--

○財源に関する事項

更新投資に係る財源については、内部留保資金と利益剰余金の一部を活用しながら、基本は企業債借入で賄うよう設定しています。なお償却期間の短い量水器取替は使用料収入を財源としています。

○料金に関する事項

本計画では、持続可能な経営を踏まえ投資制限や費用の平準化を行い、給水減価を抑えていることから、期間内での料金改定について令和10年度以降に予定しています。

○繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金は、繰入基準に基づき算定するとともに、財政措置分の「高料金対策に要する経費」を収益的収入に、「建設改良に要する経費」を収益的収入と資本的収入に基準内繰入金として算出しています。

企業債償還金の不足分は基準外繰入金に算出し、現金ショートとならないよう補填することとします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○投資以外の経費について

管理経費については必要かつ合理的な額を算出するため、予測可能な費用について、現在までの価格動向や今後の物価上昇率等の増減額を考慮し算定しています。

○委託料に関する事項

浄水場維持管理業務については、5年の長期継続契約により民間委託を実施しており、現契約単価を基に想定される変動要素を加味し算定しています。

○修繕費に関する事項

更新投資による老朽化施設に係る修繕費用の減少と残存施設の増加費用を相殺し、現状と同程度の規模と想定し費用を算定しています。

○動力費に関する事項

浄水場に係る費用については、物価上昇と配水量など想定される要素を見込み算定しています。

○職員給与費に関する事項

職員給与費は、事業担当が水道事業兼務のため、費用は算定していません。

○その他

企業債償還金は、償還予定表により算出し、新規借入については直近借入利率により算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現時点で導入、活用の具体的な実施予定はありませんが市場の動向を踏まえて活用方法や導入効果等についての情報収集に努め、検討を進めていきます。
施設・設備の廃止・統合・合理化(ダウンサイジング・スペックダウン)	本町の第6次総合計画において将来人口が示されることから、併せて計画給水人口と区域の見直しを実施し、その結果に基づき施設、設備規模の適正化と統廃合・合理化の検討を進めます。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	今後も増加する老朽化施設については計画的な予防保全により、健全度を維持しながら、過度な将来負担とならないよう適切な時期に更新を検討し、投資規模の平準化を進めていきます。
広域化	他事業体との広域化はハード面において効果が薄いことから、今後ソフト面について上川南部地区の近隣市町村と事務事業等の検討していく必要があります。

② 財源についての検討状況等

料金	本戦略期間内の令和9年度頃を目途に、水道事業会計の料金改定見直しを予定していることから、町内全ての利用者の均衡を図る必要性から、簡易水道事業においても使用料見直しの検討を実施します。なお、期間中に社会情勢・人口動向や経営状況の著しい変化が生じたときは速やかに検証を行います。
企業債	今後も残存施設の老朽化対策に伴う更新投資により企業債残高の増加が予測されることから、過大発行の抑制のため、将来負担を考慮した適性な規模の起債計画を検討していきます。
繰入金	一般会計繰入金は、繰出基準に基づき算定するとともに、繰入基準内となる消防施設の整備については令和7年度より反映させることとしています。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	今後、現有資産において遊休資産が発生した場合には、有効活用の方法について検討を進めていきます。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	現状の浄水場委託管理業務内容については、5年の長期継続契約により、民間委託を実施しており、現契約単価を基に想定される変動要素を加味し、精査と業務範囲の見直し等による費用削減の方法や、市場の動向を踏まえて経費縮減についての情報収集と対応策の検討を進めていきます。
修繕費	計画的に点検及び修繕を実施し、予防保全により施設の延命化を図るとともに施設台帳のデータ化等による効率的な施設管理に取り組みます。
動力費	料金値上りに伴い支出増加が今後も増加することから、必要水量に応じた運転管理など節電なども含めた経費縮減に努めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画で示した投資・財政計画については、令和9年度移行に予定している上水道料金改定と同年に、簡易水道事業も15%程度の見直しを行うとともに、期間中において、著しい状況の変化がある場合には、計画終了を待たずに本戦略を全面的に改定します。経営課題に対する今後の取組については、対応状況について事後的に評価を実施していきます。 さらに本計画を踏まえた具体的な施策の実施にあたっては議会や住民へ情報提供と議論を行い合意形成に努めます。
---------------------	--

投資 財政計画

単位:千円,%)

区 分		年 度											
		決算)	予算)	見込み)	見込み)								
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	13,539	11,660	13,536	13,305	13,170	13,048	12,879	12,683	12,575	12,453	12,270	12,209
	(1) 料 金 収 入	13,190	11,085	12,961	12,730	12,595	12,473	12,304	12,108	12,000	11,878	11,695	11,634
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	349	575	575	575	575	575	575	575	575	575	575	575
	2. 営 業 外 収 益	57,071	51,228	60,986	50,868	57,071	57,829	61,016	58,723	59,179	56,883	52,944	48,035
	(1) 補 助 金	35,000	33,785	43,895	34,475	41,051	43,491	47,410	45,579	46,165	43,994	40,227	35,468
	他 会 計 補 助 金	35,000	33,785	43,895	34,475	41,051	43,491	47,410	45,579	46,165	43,994	40,227	35,468
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	22,071	17,442	17,090	16,392	16,019	14,337	13,605	13,143	13,013	12,888	12,716	12,566
	(3) そ の 他	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
収 入 の 計 (C)	70,610	62,888	74,522	64,173	70,241	70,877	73,895	71,406	71,754	69,336	65,214	60,244	
支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用 (D)	70,448	58,182	70,389	64,765	74,166	74,448	76,938	77,542	76,452	76,338	76,138	66,591
	(1) 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基 本 給 付 費												
	退 職 給 付 費												
	そ の 他												
	(2) 経 費	17,036	13,382	21,747	16,228	16,309	16,390	16,472	16,554	16,637	16,721	16,805	16,889
	動 力 費												
	修 繕 費	5,247	2,137	3,807	3,826	3,845	3,864	3,883	3,902	3,922	3,942	3,962	3,982
	材 料 費												
	そ の 他	11,789	11,245	17,940	12,402	12,464	12,526	12,589	12,652	12,715	12,779	12,843	12,907
(3) 減 価 償 却 費	53,412	44,800	48,642	48,537	57,857	58,058	60,466	60,988	59,815	59,617	59,333	49,702	
2. 営 業 外 費 用 (E)	4,872	4,661	5,243	5,022	6,834	7,253	7,613	7,165	6,157	5,057	3,942	2,878	
(1) 支 払 利 息	4,853	4,660	5,242	5,021	6,833	7,252	7,612	7,164	6,156	5,056	3,941	2,877	
(2) そ の 他	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
支 出 の 計 (F)	75,320	62,843	75,632	69,787	81,000	81,701	84,551	84,707	82,609	81,395	80,080	69,469	
経 常 損 益 (G-H)	△ 4,710	45	△ 1,110	△ 5,614	△ 10,759	△ 10,824	△ 10,656	△ 13,301	△ 10,855	△ 12,059	△ 14,866	△ 9,225	
特 別 利 益 (I)	3,730	0											
特 別 損 失 (J)		45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
特 別 損 益 (K-L)	3,730	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (M+N)	△ 980	0	△ 1,155	△ 5,659	△ 10,804	△ 10,869	△ 10,701	△ 13,346	△ 10,900	△ 12,104	△ 14,911	△ 9,270	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (O)	△ 4,345	△ 5,325	△ 5,325	△ 6,480	△ 12,139	△ 22,943	△ 33,812	△ 44,513	△ 57,859	△ 68,759	△ 80,863	△ 95,774	
流 動 資 産 (P)	資 産 (Q)	14,564	21,956	12,129	12,129	12,129	12,129	12,129	12,129	12,129	12,129	12,129	12,129
	うち 未 収 金	6,387	5,943	5,063	5,063	5,063	5,063	5,063	5,063	5,063	5,063	5,063	
	流 動 負 債 (R)	53,975	61,750	50,370	59,467	63,102	69,718	66,396	69,202	66,649	60,811	53,131	43,940
	うち 建設改良費分	52,766	60,298	48,974	58,071	61,706	68,322	65,000	67,806	65,253	59,415	51,735	42,544
うち 一時借入金													
うち 未払金	898	1,152	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-B} \times 100$)	△ 32	△ 46	△ 39	△ 49	△ 92	△ 176	△ 263	△ 351	△ 460	△ 552	△ 659	△ 784	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (S)	△ 13,355	△ 20,504	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A-B) (T)	13,539	11,660	13,536	13,305	13,170	13,048	12,879	12,683	12,575	12,453	12,270	12,209	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 比 率 ($\frac{(S)}{(T)} \times 100$) (U)	△ 99	△ 176	△ 79	△ 81	△ 81	△ 82	△ 83	△ 85	△ 85	△ 86	△ 87	△ 88	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (V)	△ 13,355	△ 20,504	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	△ 10,733	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (X)	13,539	11,660	13,536	13,305	13,170	13,048	12,879	12,683	12,575	12,453	12,270	12,209	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ($\frac{(V)}{(X)} \times 100$) (Y)	△ 99	△ 176	△ 79	△ 81	△ 81	△ 82	△ 83	△ 85	△ 85	△ 86	△ 87	△ 88	

投資・財政計画

単位:千円)

区 分		年 度											
		決算)	予算)	見込み)	見込み)								
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資本的収入	1. 企業債	54,700	79,000	24,700	116,000	58,000	65,000	25,000					4,000
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金	24,943	25,636	29,032	24,488	29,036	30,853	34,161	32,500	33,903	32,627	29,708	25,868
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	1,441											
	9. その他												
計 (A)	81,084	104,636	53,732	140,488	87,036	95,853	59,161	32,500	33,903	32,627	29,708	29,868	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	81,084	104,636	53,732	140,488	87,036	95,853	59,161	32,500	33,903	32,627	29,708	29,868	
資本的支出	1. 建設改良費	56,635	81,129	32,798	118,000	60,000	67,000	27,000	2,000	2,000	2,000	2,000	6,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	50,061	52,767	60,298	48,975	58,071	61,706	68,322	65,000	67,806	65,253	59,415	51,735
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他													
計 (D)	106,696	133,896	93,096	166,975	118,071	128,706	95,322	67,000	69,806	67,253	61,415	57,735	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	25,612	29,260	39,364	26,487	31,035	32,853	36,161	34,500	35,903	34,626	31,707	27,867	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	17,638	29,260	39,364	26,487	31,035	32,853	36,161	34,500	35,903	34,626	31,707	27,867
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	7,974											
計 (F)	25,612	29,260	39,364	26,487	31,035	32,853	36,161	34,500	35,903	34,626	31,707	27,867	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	423,152	449,385	413,787	480,812	480,741	484,035	440,713	375,713	307,907	242,654	183,239	135,504	

○他会計繰入金

単位:千円) 単位:千円)

区 分		年 度											
		決算)	予算)	見込み)									
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	16年度
収益的収支分		35,211	34,145	44,255	34,835	41,411	43,851	47,770	45,939	46,525	44,354	40,587	35,828
	うち基準内繰入金	20,222	4,577	5,637	2,511	3,417	3,626	3,806	3,582	3,078	2,528	1,971	1,439
	うち基準外繰入金	14,989	29,568	38,618	32,324	37,994	40,225	43,964	42,357	43,447	41,826	38,616	34,389
資本的収支分		24,943	25,636	29,032	24,488	29,036	30,853	34,161	32,500	33,903	32,627	29,708	25,868
	うち基準内繰入金	24,943	25,636	29,032	24,488	29,036	30,853	34,161	32,500	33,903	32,627	29,708	25,868
	うち基準外繰入金	0											
合 計		60,154	59,781	73,287	59,323	70,447	74,704	81,931	78,439	80,428	76,981	70,295	61,696

経営比較分析表（令和6年度決算）

北海道 上富良野町

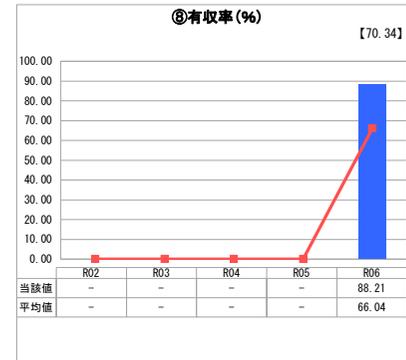
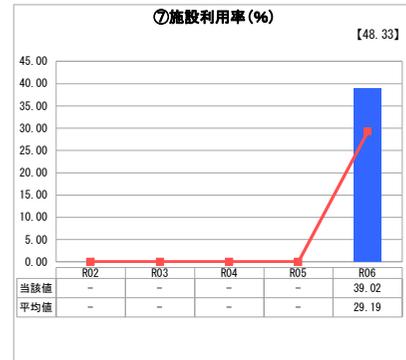
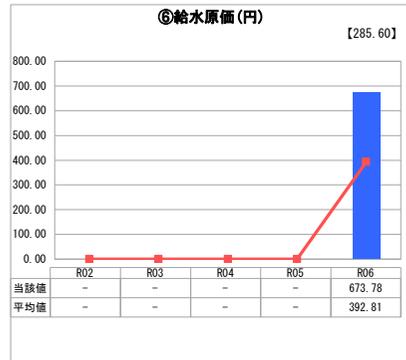
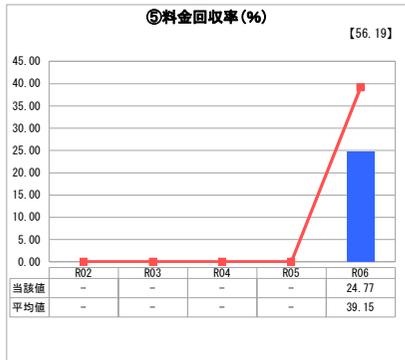
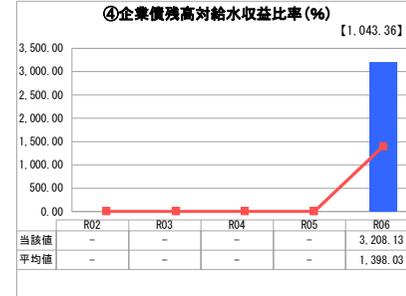
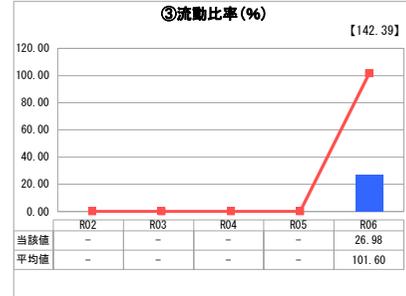
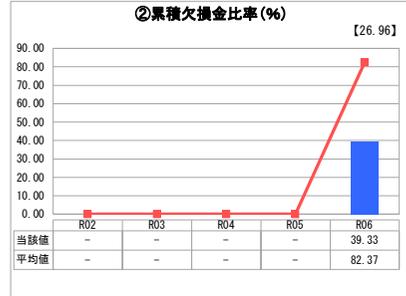
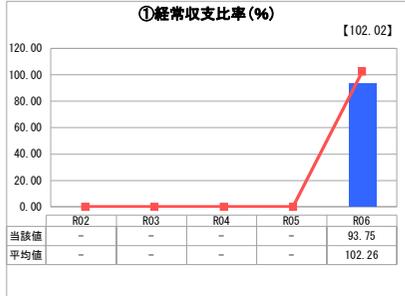
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	45.04	8.13	3,552	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,706	237.10	40.94
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
778	51.24	15.18

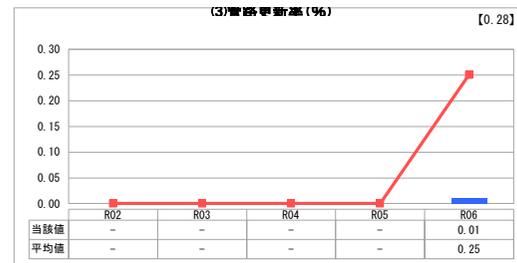
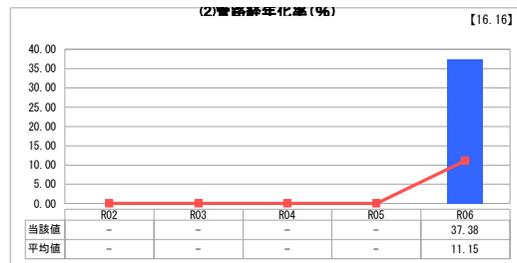
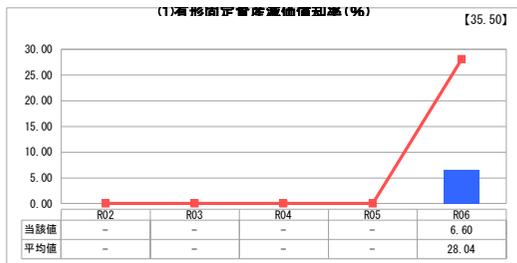
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和6年度から地方公企業会計に移行した初年度でありますので、前年度比較することはできませんが、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用と地方債償還金をどの程度賅えているかを表す「経常収支比率」は93.75%であり健全経営の水準とされる100%を下回っており、全国平均並びに類似団体平均とともに低い状況にあります。給水収益に対する企業債残高の割合で債務の規模を表す「企業債残高対給水収益比率」は3208%であり、全国平均で約3.0倍、類似団体では約2.3倍と高い水準にあります。要因としては、給水収益は前年度と大きく増加はしなく起債償還額の増加によるものであります。

給水収益で、どの程度給水費用を賅えているかを表す「料金回収率」は、全国平均との差が約32%減、類似団体との差は約15%減となり、料金水準としては低い状況にあります。急激な人口増減はなく維持管理の増加により料金回収率が低くなっています。有収水量1m³当たりの費用を表す「給水原価」については、全国平均で2.4倍、類似団体の約1.7倍と高い水準となっています。要因は施設維持管理費用に対し、前年度比較では有収水量に大きな差がないためであります。

施設の利用状況や適正規模を表す「施設利用率」は、人口減少に伴い配水量の減少により、施設利用率40%前後と低いことから、適切な施設規模の把握が必要であります。

施設の稼働率が収益に繋がっているかを表す「有収率」は、全国平均や類似団体と比較しても供給の効率性は高い水準を維持しており、施設の健全性が保たれているといえます。

2. 老朽化の状況について

管路更新は他事業が起因工事となる以外は実施しておりません。

今後は法定耐用年数を経過した資産は年々増加となるため、対象資産の管路の更新計画を策定し、施設の健全化を進める必要があります。

全体総括

現状の結果としては、有収率を除く各指標は低水準であり収支不足分を一般会計繰入金に依存していることから、経営の健全性・効率性が確保されているとはいえない状況にあります。このことから財務諸表により経営状況を把握しつつ、将来料金改定を視野に入れ料金収入の確保対策を講じる必要があります。

今後は、給水人口の減少や節水意識の高揚により、水道料金収入が減少する中で更なる経費節減に努めるとともに、適正な水道料金収入の確保などの対策を講じる必要があります。

また、地理的な特殊性があるものの、施設の効率性も低水準にあることから、将来人口を踏まえた水需要の動向に注視しながら施設規模の見直しや老朽施設の更新等の検討を行い、計画的で効率的な経営に努めていく必要があります。